

野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画<概要版>

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。発生した場合、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

そこで、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、新型インフルエンザと新感染症を合わせて「新型インフルエンザ等」と位置付けられました。

野洲市では、高病原性鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザを想定して「野洲市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成21年9月に作成しましたが、特別措置法が施行され、新型インフルエンザ等を対象とした行動計画の作成が必要となったため、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、「野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画」に改訂しました。

この行動計画に基づき、国や県、近隣市町、医療関係機関と連携して、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康と生活を守り、安全・安心を確保するため、発生段階に応じた総合的な対策を推進します。

1 対策の目的、基本的な考え方及び留意点

(1) 目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 基本的な考え方

- 国・県の行動計画等を踏まえ、市が担うべき役割を示したうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階に応じて対策を講じていくものとする。
- 発生段階の状況に応じて、野洲市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、この行動計画を基に総合的かつ効果的な対策を講じていく。

(3) 留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法上の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成、保存

2 被害想定

国・県が示した行動計画に従い、発病率については人口の25%が新型インフルエンザに罹患、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定する。

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症する		同左		同左	
②発症者数	約3190万人		約35万人		約1.3万人	
③医療受診者数	約1,300～2,500万人		約14.4～27.6万人		約0.5～1万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約200人	約800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約70人	約250人
⑥最大入院患者数 (1日当たり)	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約40人	約160人

※野洲市の人口を5.1万人として想定

3 対策推進のための役割分担

- (1) 市…市民に対するワクチン接種、市民の生活支援、要援護者への支援に関し、対策を実施する。また、県や近隣市とも緊密に連携を図る。
- (2) 国…地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、発生時には、国対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- (3) 県…特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保、まん延防止に関し的確な判断と対応を行う。また、市と緊密な連携を図り、市における対策の支援とともに、市町間の調整、近隣の県への協力要請や情報伝達の受渡しなどの支援を行う。
- (4) 医療機関…新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保を図り、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。
また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

4 行動計画における主要事項

危機管理に関わる重要な事項として位置づけ、具体的な対策として、下記の5項目を掲げる。

- (1) 実施体制
- (2) 情報の収集と提供
- (3) まん延防止
- (4) 市民等に対する予防接種
- (5) 市民生活及び経済の安定の確保

5 発生段階

各段階における対策については、県行動計画と同様「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の6つの段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策を上記4における項目ごとに定める。

6 各段階における対策

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	①発生に備え体制整備	①市内発生の遅延と早期発見 ②体制の整備		①市内の感染拡大を抑制	①健康被害の最小化 ②市民生活・経済の影響を最小化	①市民生活・経済の回復 ②第二波の備え
実施体制	①体制の整備	①体制の強化 ②必要に応じて対策本部の設置	①対策本部の設置 (緊急事態宣言時等)	①対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	①対策本部の設置 ②他地方公共団体による代行・応援の活用	①対策本部の廃止
情報の収集と提供	①情報収集・提供	②相談窓口の設置	②相談窓口の継続			②相談窓口の縮小
まん延防止	①基本的な感染対策の普及	①市民、事業者へ基本的な感染対策の普及、周知	①市民、事業者へ基本的な感染対策等の勧奨			
市民に対する予防接種	①特定接種の準備 ②市民予防接種の準備	①特定接種の実施		①市民予防接種の実施		
市民生活、経済安定の確保	①火葬能力等把握 ②備蓄品の整備	①要援護者支援の準備 ②遺体安置対策		①必要に応じ要援護者支援の実施 ③上水道の安定供給 ④市民、事業者への呼びかけ ⑤生活関連物資等の価格の安定	①要援護者支援の実施 ②遺体安置対策及び埋火葬の特例	